

**令和 8（2026）年度 北海道サービス管理責任者更新研修
北海道児童発達支援管理責任者更新研修 募集要領**

1 研修の目的

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の適切かつ円滑な運営に資するため、サービスや支援の質の確保に必要な知識、技能を有するサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の養成を図ることを目的とする。

2 実施主体〔北海道指定研修事業者〕

特定非営利活動法人北海道地域ケアマネジメントネットワーク（北海道CMネット）

3 受講対象者（受講対象の詳細は別紙 3－2 P.8～11 参照）

以下のア又はイに該当する者であって、北海道内の指定障害福祉サービス事業又は指定障害児通所・入所支援事業所（開設予定含む）にて「サービス管理責任者」又は「児童発達支援管理責任者」として従事しようとする者

（ただし、定員に満たず追加募集する場合は道外の指定障害福祉サービス事業所からの受講者も対象とする）

ア. 実践研修修了者

「サービス管理責任者実践研修」又は「児童発達支援管理責任者実践研修」を修了後、下記 A 又は B のいずれかの要件を満たしている者

A 指定障害福祉サービス事業所等において サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者もしくは 管理者 として従事している者 又は、指定一般相談支援事業所等において 相談支援専門員 として従事している者

B 本研修の受講開始前 5 年間に於いて、A の業務に通算して 2 年以上従事していた者

イ. 更新研修修了者

「サービス管理責任者更新研修」又は「児童発達支援管理責任者更新研修」を修了後、更新期限※¹¹ 内にある者であって、アの A 又は B に該当する者

4 研修日程・開催場所・申込受付期間

日程 区分	申し込み締切 [受講可否通知発送予定日]	講義日程 (視聴期間)	演習日程			定員
			回	開催日時	開催場所・方法	
H 日程	5 月 12 日(火)～ 5 月 26 日(火)必着 [6 月 16 日通知発送予定]	7 月 7 日(火)～ 7 月 14 日(火)	H	7 月 22 日(水)～ 7 月 23 日(木)	集合研修 (かでの 2.7/ 札幌市)	30
I 日程	7 月 15 日(水)～ 7 月 29 日(水) [8 月 19 日通知発送予定]	9 月 9 日(水)～ 9 月 16 日(水)	I	9 月 29 日(火)～ 9 月 30 日(水)	集合研修 (かでの 2.7/ 札幌市)	30
J 日程	9 月 25 日(金)～ 10 月 9 日(金) [10 月 30 日通知発送予定]	11 月 20 日(金)～ 11 月 30 日(月)	J	12 月 8 日(火)～ 12 月 9 日(水)	集合研修 (市民活動プラザ 星園/札幌市)	30

・演習の時間は 5 研修内容・講師参照。正式な時間は受講決定の際に通知します。

・各日程、サービス管理責任者更新研修、児童発達支援管理責任者更新研修を合計した定員となります。

・演習日程はかでの 2.7（札幌市中央区北 2 条西 7 丁目）又は、市民活動プラザ星園（札幌市中央区南 8 条西 2 丁目）で開催予定。

5 研修内容・講師（講師については別紙 4 参照）

別紙 1 又は 2「研修カリキュラム」に基づき、講義及び演習により実施する。

日程	内容	方法	必要な機材	期間/時間
講義日程	定められた期間内に講義 動画の視聴・理解度テスト等を修了	e ラーニング	・インターネット接続 可能なパソコン (動画再生・音声出力)	概ね 8 日間 (3 時間半程度)
演習日程	個人ワークやグループワークを中心とした演習を	集合研修	なし	2 日間(9 時間半程度) 1 日目 10:30～18:20

	修了(事前課題の提出必須)		2日目 9:30~12:50
--	---------------	--	----------------

- ・受講者ごとにパソコンで使用可能なメールアドレス（別紙7のとおり）が必要です。

《スマホ・タブレット不可》

6 シラバス

本研修プログラムについてのシラバスは、当法人ホームページに掲載する。

〔 NPO法人北海道地域ケアマネジメントネットワーク（北海道CMネット）
<http://www3.rainbow.ne.jp/~hcm-net/> 〕

7 受講申込・問い合わせ先

特定非営利活動法人 北海道地域ケアマネジメントネットワーク（北海道CMネット）

〒064-0808

札幌市中央区南8条西2丁目 市民活動プラザ星園305号

電話：011-521-8551

※電話番号のおかけ間違いにご注意ください

（サービス管理責任者の要件、障害福祉サービス事業所の指定に関する問い合わせ）

- ・札幌市、函館市、旭川市内の事業所は、当該市町村にお問い合わせください
- ・上記以外の市町村の事業所は、各総合振興局（振興局）にお問い合わせください

（児童発達支援管理責任者の要件、障害児通所支援事業所等の指定に関する問い合わせ）

- ・札幌市、函館市、旭川市内の事業所は、当該市町村にお問い合わせください
- ・上記以外の市町村の事業所は、各総合振興局（振興局）にお問い合わせください

※各総合振興局（振興局）の連絡先一覧

指定都市・中核市 総合振興局（振興局）	担当部署	電話番号
札幌市	保健福祉局 障がい保健福祉部 障がい福祉課 指定指導担当係	011-211-2938
函館市	保健福祉部 指導監査課 障害等担当	0138-21-3925
旭川市	福祉保険部 指導監査課 障害担当	0166-25-9849
空知総合振興局	保健環境部 社会福祉課 事業指導係	0126-20-0109
石狩振興局	保健環境部 社会福祉課 事業指導係	011-204-5864
後志総合振興局	保健環境部 社会福祉課 事業指導係	0136-23-1936
胆振総合振興局	保健環境部 社会福祉課 事業指導係	0143-24-9841
日高振興局	保健環境部 社会福祉課 事業指導係	0146-22-2559
渡島総合振興局	保健環境部 社会福祉課 事業指導係	0138-47-9536
檜山振興局	保健環境部 社会福祉課 事業指導係	0139-52-6650
上川総合振興局	保健環境部 社会福祉課 事業指導係	0166-46-4982
留萌振興局	保健環境部 社会福祉課 事業指導係	0164-42-8319
宗谷総合振興局	保健環境部 社会福祉課 事業指導係	0162-33-2985
オホーツク総合振興局	保健環境部 社会福祉課 事業指導係	0152-41-0690
十勝総合振興局	保健環境部 社会福祉課 事業指導係	0155-27-8518
釧路総合振興局	保健環境部 社会福祉課 事業指導係	0154-43-9254
根室振興局	保健環境部 社会福祉課 事業指導係	0153-23-6915

8 申込から受講までの手続き

① インターネット申込

- ・申込期間内に、当法人ホームページの研修申込ページにアクセスし、必要事項を入力して送信します。（別紙5 申込フォーム記載内容と注意事項参照）

ホームページアドレス：<http://www3.rainbow.ne.jp/~hcm-net/>

- ・事業所による申込とし、法人（開設予定の場合はその代表者）からの推薦がある者に限る。



- 
- ・電話、FAXでの申込不可。携帯電話、スマートフォンからのインターネット申込不可。
 - ・複数の研修申込を受付中のため、必ず入力画面の上部にある研修名を確認すること。
 - ・入力内容に不備がある場合には、申込内容の送信が完了せず、受理されません。
必須事項は必ず入力し、申込が完了したことを確認すること。また、記載事項に不備や記載内容に矛盾がある場合は申込を受け付けません。
 - ・申込にあたり「実務経験証明書」の添付は不要。サビ管・児発管に関する研修の修了証書については修了証書の写しを申込みフォームに添付するか、申込後にFAX(011-521-8551)またはメール(hcm-net02@bb.rainbow.ne.jp)。

② 受講者の選考と可否の通知

※事前課題は、可否通知のメールに指示がありますのでご準備ください

- ・受講者の選考については、北海道保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課と協議の上、申込者のサービス管理責任者等としての配置予定時期等を考慮して行い、当法人より受講可否を通知します。(受講決定者には通知発送予定日に郵送の他、受講準備に関するメールをお送りします)
- ・申込受付期間内に申込のあった全ての方へ受講可否を通知しますので、通知発送予定日まで電話等による受講可否の問い合わせはご遠慮願います。なお通知発送予定日を5日以上過ぎても受講可否の通知が届かない場合は、事務局までご連絡をお願いします。
- ・申込内容に虚偽があると認められた場合は、受講決定後であっても受講決定を取り消すことがあります。

③ 受講料の納入と誓約書の提出

受講料(全日程) **20,000円(税込)** ※テキスト代(3,200円税別)は別途かかります

- ・決定通知に同封する「受講料の納入について」を参照し、所定銀行口座への振込。
納入期間は決定通知から概ね2週間程度とします。(振込手数料は受講者負担。振込明細書をもって領収書の発行に代えます。)
- ・やむを得ない理由により納入期間を過ぎる場合は、事務局まで急ぎご連絡ください。
- ・研修開始日の10日前(当該日が土日祝日にあたる場合はその前日)までにキャンセルの申し出があった場合には受講料は全額返還(振込手数料は受講者負担)。それ以降のキャンセルについては、やむを得ない事情と認められた場合には1割のキャンセル料及び振込手数料を除いた額を返還。なお、研修開始日以降のキャンセルまたは欠席については返還しません。
- ・研修時の撮影、録画、二次使用の禁止等に関する「誓約書」(受講決定通知同封)に署名のうえ、提出期日までに郵送してください。

④ 講義日程までの準備等

●講義日程視聴環境等の準備

- ・講義日程では、動画再生と音声出力ができるパソコン、インターネット回線(有線LAN推奨)、パソコンで使用するメールアドレスが必要です。
- ・使用テキスト『障がいのある人への本人主体支援 実践テキスト 第2版』の準備・購入(特定非営利活動法人北海道地域ケアマネジメントネットワーク 監修、日置真世 編著 2024年9月25日発行) 上記テキストがない場合は、講義日程受講までにご準備ください。(購入方法については②受講決定通知でお知らせします。)また、このテキストは北海道地域ケアマネジメントネットワークが実施する「基礎研修」「実践研修」でも使用しています。

⑤ 講義日程の視聴 (④テキスト使用)

- ・受講料納入・受講誓約書の提出が確認されると、「eラーニング(講義日程)のURL及びID・パスワード」が申込時に入力したメールアドレス宛に送信されます。
- ・視聴期間内に資料のダウンロード、及び講義視聴、理解度テストを修了してください。
- ・受講料の納入等が遅れた場合、視聴期間が短くなりますので、ご了承ください。
- ・期間内に講義日程を全て修了していないと、演習に参加できません。

⑥ 演習日程までの準備等

- ・演習で使用する資料等は当日配布します。持参するものについては通知をご確認ください。
- ・②通知発送予定日に届くメールに添付されている事前課題を作成し、演習日程当日に必要な部数を持参してください。事前課題の提出がない場合、演習に参加できません。

- ・研修受講前・当日とも体調不良の場合は受講の是非を判断し、受講が難しい場合は事務局までご連絡ください。

⑦ 演習日程の受講 (④テキスト使用)

- ・体調管理等のお願い：研修受講前・当日とも体調不良の場合は受講の是非を判断し、受講が難しい場合は事務局までご連絡ください。その他、注意事項等は受講決定通知にてお知らせします。
- ・旅費・滞在費：各所属で負担願います。また、宿泊については各自で手配願います。研修会場には駐車場がありませんので、会場には公共交通機関でお越しください。

⑧ 修了の認定

- (1) 出欠の確認方法：
 - ・講義日程…「視聴履歴」と「理解度テスト」にて確認
 - ・演習日程…集合研修の場合、受講日ごとに「出席票」の記入により確認
- (2) 修了の認定方法：研修日程の出席と、習熟度チェック及び研修アンケートの提出を条件とします。遅刻・早退・中抜け等により規定の時間を満たさない場合は修了認定ができません。欠席者に対する補講は原則として実施しません。
- (3) 受講決定の取消等：本研修において点数による評価は行いませんが、受講申込者及び受講決定者が、研修中以下のようなサービス管理責任者等として不適任である行為をしていたことを確認し、注意しても行為の改善が認められない場合に北海道と協議の上、受講決定の取消、又は研修修了証書を発行しない場合があります。
 - ・一方的な批判や攻撃、進行の妨害等、他受講者・講師等への迷惑行為
 - ・研修と無関係な私語、スマートフォン等の使用や、演習での発言や役割の拒否・放棄等、受講の実態が認められない行為
 - ・誓約事項への違反する行為

⑨ 修了証書

- ・⑧に記載のとおり修了が認定された受講者に修了証書を発行します。
- ・研修修了日に会場でお渡しします。

別紙 1

北海道サービス管理責任者更新研修カリキュラム

区分	科 目	内 容	時間数
障がい福祉の動向に関する講義 【1時間】	障がい者福祉施策及び児童福祉施策の最新動向（講義）	障がい者福祉施策の最新の動向について理解することで、利用者の置かれている制度的環境の変化を認識する。	講義日程 60分
サービス提供の自己検証に関する演習 【5時間】	事業者としての自己検証（演習）	グループワークを通じて、各自の事業所の取組状況や地域との連携の実践状況を共有することにより、コンプライアンスを理解し、今後の事業所としての取組を明確にする。グループワークの成果を発表し、各自まとめる。	演習日程 1日目 90分
	サービス管理責任者としての自己検証（演習）	サービス管理責任者として自らを振り返り、自己覚知を促し、支援のあり方や地域との関わり方、今後の自らの取り組むべき研修課題を明確にする。グループワークにおける討議を通じて、各自まとめる。	演習日程 1日目 120分
	関係機関との連携（演習）	関係機関と連携した事例に基づき、支援方針の基本的な方向性や支援内容を左右する事項に重点を置いてグループワークを展開することにより、関係機関との連携を理解するとともに、（自立支援）協議会の役割を再認識する。	演習日程 1日目 90分
サービスの質の向上と人材育成のためのスーパービジョンに関する講義及び演習 【7時間】	サービス管理責任者等としてのスーパービジョン（講義）	サービス管理責任者として、事例検討のスーパービジョン及びサービス提供職員等へのスーパービジョンに関する基本的な理解を深める。	講義日程 150分 演習日程 2日目 30分
	事例検討のスーパービジョン（演習）	事例を通じて、支援のあり方、支援方針、支援の内容を検討し、優良な点や改善が必要な点について、グループワークによって明確化することによってスキルアップを図る。また事例について、スーパーバイズを体験する。	演習日程 2日目 60分
	サービス提供職員等へのスーパービジョン（演習）	事例を通じてサービス管理責任者等としてサービス提供職員等へ実施するスーパービジョンの構造や機能を理解し、具体的な技術を獲得する。	演習日程 2日目 120分
	研修のまとめ（演習）	研修で得られた知識・技術を活用して、サービス管理責任者としてのスキルアップを図る方策について、グループワークにおける討議を通じてまとめるを行う。	演習日程 2日目 60分
合 計			13時間

※演習日程は、1日目 10:30～18:20、2日目 9:30～12:50 終了予定

※上記のカリキュラム時間割には、オリエンテーション等は含まれません（前後 20 分程度）。

※上記のカリキュラムの詳細及び時間割は、変更となる場合があります。

別紙 2

北海道児童発達支援管理責任者更新研修カリキュラム

区分	科 目	内 容	時間数
障がい福祉の動向に関する講義 【1時間】	障がい者福祉施策及び児童福祉施策の最新動向（講義）	児童福祉施策の最新の動向について理解することで、利用者の置かれている制度的環境の変化を認識する。	講義日程 60分
サービスの提供の自己検証に関する演習 【5時間】	事業者としての自己検証（演習）	グループワークを通じて、各自の事業所の取組状況や地域との連携の実践状況を共有することにより、コンプライアンスを理解し、今後の事業所としての取組を明確にする。グループワークの成果を発表し、各自まとめる。	演習日程 1日目 90分
	児童発達支援管理責任者としての自己検証（演習）	児童発達支援管理責任者として自らを振り返り、自己覚知を促し、支援のあり方や地域との関わり方、今後の自らの取り組むべき研修課題を明確にする。グループワークにおける討議を通じて、各自まとめる	演習日程 1日目 120分
	関係機関との連携（演習）	関係機関と連携した事例に基づき、支援方針の基本的な方向性や支援内容を左右する事項に重点を置いてグループワークを展開することにより、関係機関との連携を理解するとともに、（自立支援）協議会の役割を再認識する。	演習日程 1日目 90分
サービスの質の向上と人材育成のためのスーパービジョンに関する講義及び演習 【7時間】	児童発達支援管理責任者としてのスーパービジョン（講義）	児童発達支援管理責任者として、事例検討のスーパービジョン及び支援提供職員等へのスーパービジョンに関する基本的な理解を深める。	講義日程 150分 演習日程 2日目 30分
	事例検討のスーパービジョン（演習）	事例を通じて、支援のあり方、支援方針、支援の内容を検討し、優良な点や改善が必要な点について、グループワークによって明確化することによってスキルアップを図る。また事例について、スーパーバイズを体験する。	演習日程 2日目 60分
	支援提供職員等へのスーパービジョン（演習）	事例を通じて児童発達支援管理責任者として支援提供職員等へ実施するスーパービジョンの構造や機能を理解し、具体的な技術を獲得する。	演習日程 2日目 120分
	研修のまとめ（演習）	研修で得られた知識・技術を活用して、児童発達支援管理責任者としてのスキルアップを図る方策について、グループワークにおける討議を通じてまとめるを行う。	演習日程 2日目 60分
合 計			13時間

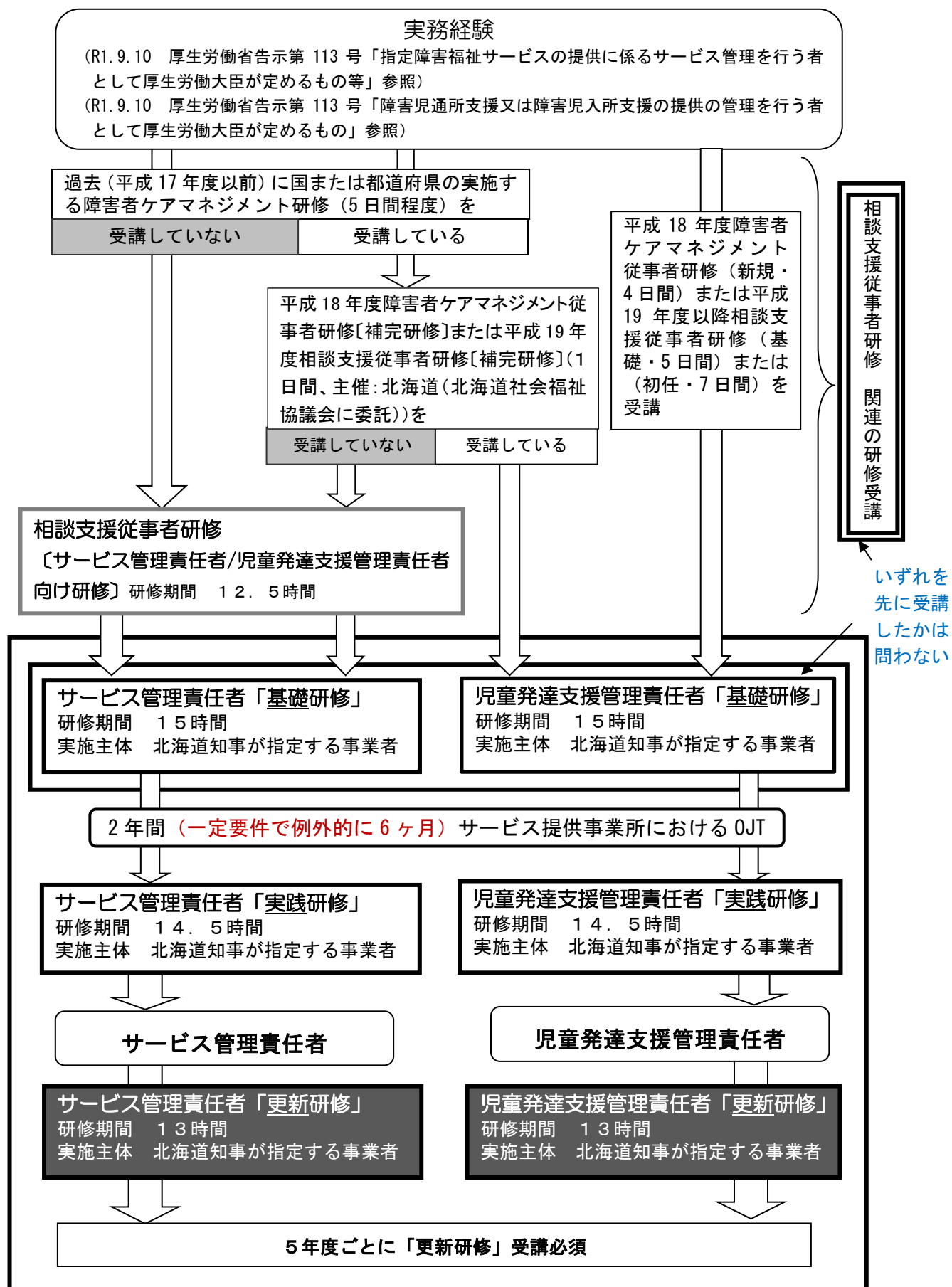
※演習日程は、1日目 10:30～18:20、2日目 9:30～12:50 終了予定

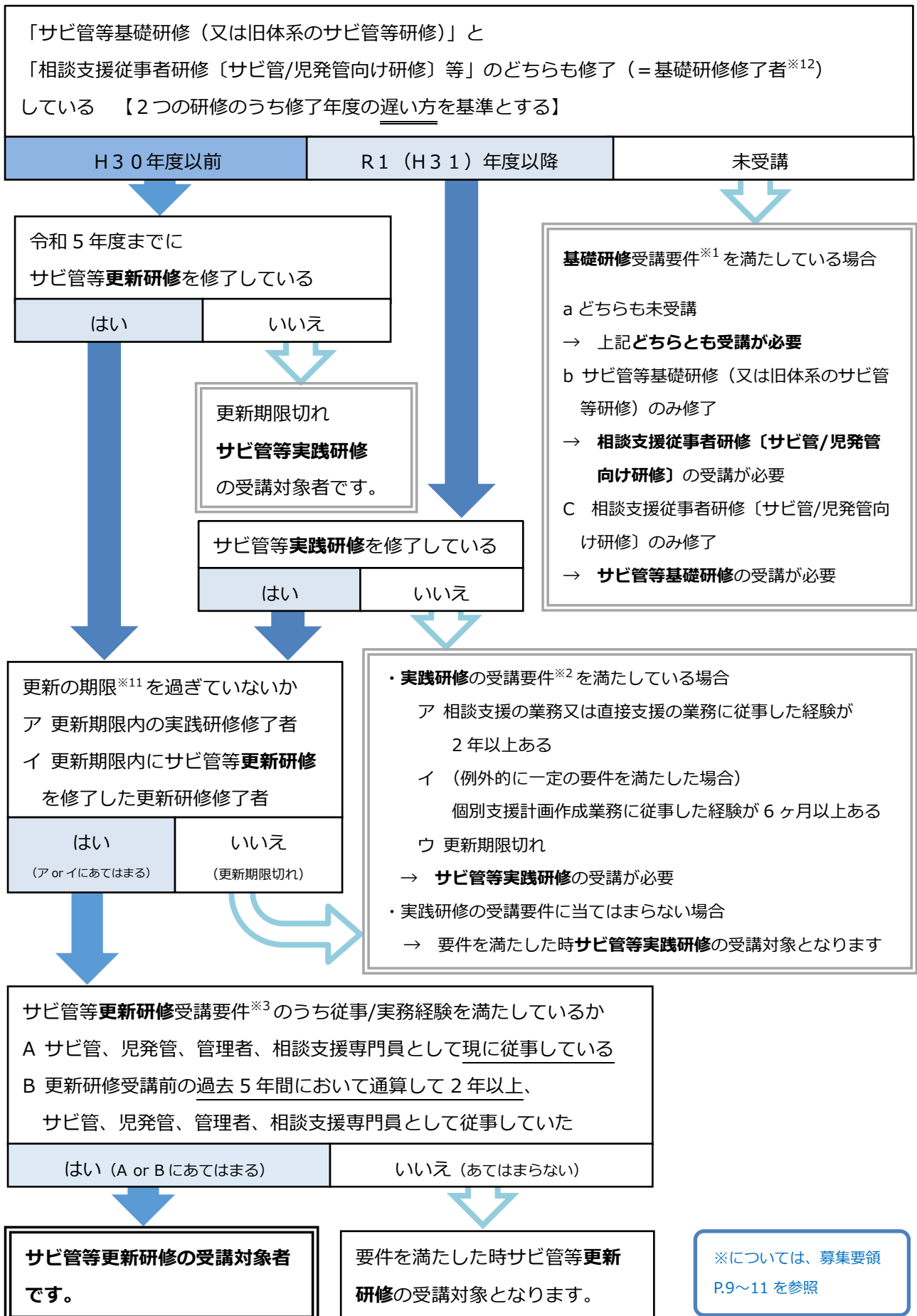
※上記のカリキュラム時間割には、オリエンテーション等は含まれません（前後 20 分程度）。

※上記のカリキュラムの詳細及び時間割は、変更となる場合があります。

(参考) サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の配置に係る必要な研修の要件について

※基礎研修受講者とは「相談支援従事者研修初任者研修講義部分」及び「サービス管理責任者等基礎研修」修了者





＜用語解説＞

※1 サービス管理責任者等の配置要件 及び 基礎研修受講要件 となる実務経験

配置に必要な実務経験要件を満たしている又は、満たすまでの期間が2年以内

→ 実務経験については各総合振興局等（P.2）にお問い合わせください

- ・ サービス管理責任者の実務経験については「指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等(平成18年9月29日 厚生労働省告示第544号)」参照
- ・ 児童発達支援管理責任者の実務経験については「障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者としてこども家庭庁長官が定めるもの(平成24年3月30日 厚生労働省告示第230号)」参照

※2 サビ管等実践研修の受講要件

- ・ 基礎研修修了後から実践研修受付期間終了日までの5年間に
 - ア OJT 期間2年以上 相談支援の業務 又は 直接支援の業務 に従事
 - イ OJT 期間6ヶ月以上 個別支援計画作成業務 に従事（例外的に一定の要件を満たした場合）
- ・ 実践研修修了者 又は 更新研修修了者 であって
 - ウ 更新の期限を過ぎた者（ア・イの業務経験は問わない）

※3 サビ管等更新研修の受講要件

- ア 実践研修修了者であって
 - A 現にサビ管・児発管・管理者・相談支援専門員として従事
 - B 更新研修受付期間終了日までの5年間に A の業務に通算2年以上従事
- イ 更新研修修了者であって更新の期限内^{※11}にある（アのA又はBに該当すること）

※4 「相談支援の業務」とは

身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務

※5 「直接支援の業務」とは

身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者又は児童につき、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行う業務又は日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練その他の支援（以下「訓練等」という）を行い、並びにその訓練等を行う者に対して訓練等に関する指導を行う業務その他職業訓練又は職業教育に係る業務

※6 「個別支援計画作成業務」とは

- ① サビ管等が配置されている事業所において、サビ管等のもとで基礎研修修了者が個別支援計画の原案作成までの一連の業務に従事（2人目サビ管等）

②やむを得ない事由によるみなし配置されている者が、個別支援計画作成の一連の業務に従事

【具体的な業務内容】

- ① 利用者について面接した上でアセスメントを行い、適切な支援内容の検討を行う
- ② アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき個別支援計画の原案を作成する
- ③ 個別支援計画の作成に係る会議を開催し、上記原案の内容について担当者等から意見を求める（①の場合はサビ管等が開催する会議に参画する）
- ④ 上記原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得、個別支援計画を利用者に交付する
- ⑤ 定期的に個別支援計画の実施状況の把握及び利用者についての継続的なアセスメント（モニタリング）を行い、少なくとも6月に1回以上個別支援計画の見直しを行い、必要に応じて個別支援計画の変更を行う

※7 「〇年以上」とは

実際に従事した日数が1年あたり180日以上であること

※8 「例外的に一定の要件を満たした場合」とは

【要件】以下①～③をすべて満たす必要あり

- ① サビ管等基礎研修受講時に配置要件を満たしている
- ② 障害福祉サービス事業所等において、個別支援計画作成の業務に6ヶ月以上従事
- ③ 上記②業務に従事することについて、指定権者に届出を行う

※9 「更新研修の経過措置の対象者」とは

平成30年度までにサビ管等の要件を満たしている方については、研修体系の見直しから、施行後5年間（令和6年3月31日まで）は更新研修受講前でも引き続きサビ管等として業務が可能となっていた →上記期限までに更新研修を修了しなかった者については※11へ

※10 「やむを得ない事由によるみなし配置」とは（詳細は指定権者に確認）

やむを得ない事由によりサビ管等が欠如したことを指定権者が認めた場合、欠如日から1年間、配置要件等を満たした者をサビ管等とみなして配置可能なことをいう。

また、以下の①～③すべて満たす場合は2年間みなし配置が可能となる。

【要件】

- ① サビ管等の配置要件を満たしている
- ② サビ管等が欠如した時点で既に基礎研修を修了済み
- ③ サビ管等が欠如する以前から当該事業所に職員として配置されている

※11 「更新の期限」とは

サビ管等として継続して従事するためには、サビ管等実践研修を修了した翌年度から5年度ごとに更新研修を修了する必要がある。直近に修了した サビ管等実践研修 又は

サビ管等更新研修 の修了証書に更新の期限が記載されている。更新の期限を過ぎた場合は、サビ管等実践研修の受講が必要。

※12 研修名称の整理（北海道の場合）

略称		実施年度	研修名称
相談支援従事者研修	a	～H17 +H18・19	・国又は都道府県、札幌市、帯広ケア・センターの実施する 障害者ケアマネジメント研修を受講 + 障害者ケアマネジメント研修〔補完研修〕又は相談支援従事者研修〔補完研修〕
	b	H18	・障害者ケアマネジメント従事者研修〔新規研修〕〔現任者研修〕
	c	H19～	・相談支援従事者研修〔基礎研修〕又は〔初任者研修〕
	d	H19～23	・相談支援従事者研修〔サービス管理責任者向け〕
	e	H24～	・相談支援従事者研修〔サービス管理責任者/児童発達支援管理責任者向け研修〕
旧体系のサビ管等研修	f	H18～30	サービス管理責任者研修（第1分野～第4分野） 又は 児童発達支援管理責任者研修（平成18～24年度まで第5分野）
サビ管等基礎研修	g	R1～	サービス管理責任者基礎研修 又は 児童発達支援管理責任者基礎研修
サビ管等実践研修	h	R3～	サービス管理責任者実践研修 又は 児童発達支援管理責任者実践研修
サビ管等更新研修	i	R1～	サービス管理責任者更新研修 又は 児童発達支援管理責任者更新研修
専門コース別研修	j	R5～	専門コース別研修：意思決定支援 専門コース別研修：障がい児支援 専門コース別研修：就労支援

- ・相談支援従事者研修のうち、a・b・cは相談支援専門員になるために受講する研修
（dおよびeは 相談支援従事者研修〔初任者研修〕講義部分 に該当する研修であり、
d or e の修了では 相談支援専門員 として配置できません）
- ・基礎研修修了者：（g）サビ管等基礎研修 or （f）旧体系のサビ管等研修
+ （a or b or c or d or e）相談支援従事者研修 の両方を修了していること
- ・実践研修修了者：（h）サビ管等実践研修 を修了していること（更新期限までは更新研修修了者とみなす）
- ・更新研修修了者：（i）サビ管等更新研修 を修了していること

【参考】

- ・サービス管理責任者等研修の見直しに関する Q&A
(令和元年 8 月 19 日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部事務連絡)
- ・サービス管理責任者等研修の取り扱い等に関する Q&A
(令和 5 年 3 月 31 日厚生労働省社会・援護局障がい保健福祉部障害福祉課事務連絡)
- ・サービス管理責任者等に関する告示の改正について
(令和 5 年 6 月 30 日 こども家庭庁支援局障がい児支援課/厚生労働省社会・援護局障がい保健福祉部 障害福祉課事務連絡)

別紙 4

北海道サービス管理責任者更新研修・北海道児童発達支援管理責任者更新研修 講師一覧

講義・演習名	講師氏名	所 属	専門分野	略 歴・業 績
講義①	又村 あおい	一般社団法人 全国手をつなぐ育成会連合会	障害者福祉制度、 権利擁護施策、 地域共生社会 等	（勤務職歴） 平成 7 年 4 月～令和 2 年 3 月 平塚市役所 （市役所在籍中の主な在籍部署・出向） 平成 12 年 4 月～平成 19 年 3 月 障害福祉課在籍 平成 19 年 4 月～平成 21 年 3 月 神奈川県総合政策課（保健福祉部局担当）出向 平成 26 年 4 月～平成 27 年 3 月 内閣府（障がい者施策担当・障がい者制度改革 担当室）出向 令和 2 年 4 月～現在 一般社団法人全国手をつなぐ育成会連合会 常務理事 （公職歴） 平成 19 年 4 月～令和 2 年 3 月 全国手をつなぐ育成会連合会機関紙「手をつな ぐ」編集委員 平成 21 年 4 月～令和 2 年 3 月 同 政策センター委員 平成 30 年 12 月～現在 川崎医療福祉大学 自閉症講座招へい講師 令和 1 年 10 月～現在 國學院大學人間開発学部初等教育学科 招へい講師 ・（公社）日本発達障害連盟 常務理事（発達障害白書編集長） ・障害者差別の解消に向けた事例の収集・分析に係る調査研究検討会委員 ・厚生労働省障害児通所支援の在り方に関する検討会委員 ※前年度の北海道サービス管理責任者等研修講師実績あり
講義②	橋本 達志	日本医療大学総合福祉学部 ソーシャルワーク学科	ソーシャルワ ーク精神保健福祉 スーパービジョ ン	平成 2 年～ 国立十勝療養所 平成 7 年～ 札幌デイケアセンター（こころのリハビリ総合支援センター） 平成 26 年～ 多機能型事業所 こころカプロジェクト 令和 5 年～令和 6 年 12 月 相談室はるはる 令和 5 年～現在 日本医療大学総合福祉学部ソーシャルワーク学科 助教 ・北海道自立支援協議会 地域移行部会委員 ※前年度の北海道サービス管理責任者等研修講師実績あり

講義②、演習 ①②③④⑤⑥	日置 真世	特定非営利活動法人 北海道地域ケアマネジメント ネットワーク	相談支援 地域づくり 障害者福祉全般	平成 12 年 12 月～現在 特定非営利活動法人地域生活支援ネットワークサロン理事 (平成 30 年度～現在 代表理事) 平成 20 年 5 月～平成 23 年 3 月 北海道大学大学院教育学研究院附属子ども発達臨床研究センター助手 平成 20 年 6 月～平成 29 年 3 月 札幌市スクールソーシャルワーカー 平成 23 年 4 月～平成 28 年 3 月 フリーソーシャルワーカー 平成 28 年 4 月～現在 現職 平成 22 年 7 月～令和 6 年 3 月 北海道障がい者が暮らしやすい地域づくり推進本部 本部員 平成 25 年 6 月～令和 6 年 3 月 北海道自立支援協議会 人材育成部会 部会員 (平成 28 年～令和 2 年 3 月 部会長) ※前年度の北海道サービス管理責任者等研修講師実績あり
講義②、演習 ①②③④⑤⑥	明河 さち	合同会社 A I D O N E グループホームまちかど	精神障害者支援 知的障害者支援	平成 11 年 4 月～平成 12 年 9 月 社会福祉法人すかい 第二皇海荘 平成 13 年 2 月～平成 18 年 3 月 特定非営利活動法人あずまし家 グループホーム エルム 平成 18 年 4 月～平成 30 年 3 月 特定非営利活動法人北のまちかど グループホーム まちかど 平成 30 年 4 月～現在 合同会社 A I D O N E グループホームまちかど
講義②、演習 ①②③④⑤⑥	金子 志	社会福祉法人楡の会 児童発達支援センター きらめきの里	児童発達支援	平成 7 年 4 月～現在 社会福祉法人楡の会 福祉部 部長 児童発達支援センターきらめきの里
講義②、演習 ①②③④⑤⑥	木田 祥平	社会福祉法人函館一条	障害者全般の 就労支援	平成 12 年 4 月～ 社会福祉法人函館ようき会 (現：函館一条) 平成 31 年 4 月～令和 6 年 3 月 同法人 ワークセンター一条 管理者兼サービス管理責任者 令和 6 年 4 月～現在 相談支援事業所一条 管理者 ※前年度の北海道サービス管理責任者等研修講師実績あり
講義②、演習 ①②③④⑤⑥	河内 哲也	社会福祉法人 北海道社会福祉事業団 もなみ学園	児童発達支援 臨床心理	平成 14 年 4 月～現在 社会福祉法人北海道社会福祉事業団 平成 17 年～平成 31 年 3 月 北海道公立学校スクールカウンセラー 平成 29 年 7 月～現在 北海道通園センター連絡協議会 幹事 平成 31 年 4 月～現在 札幌市自立支援協議会 子ども支援部会 事務局員 (令和 5 年 4 月～現在 副部会長) 令和 4 年 4 月～現在 札幌市自立支援協議会 南区地域部会 運営委員

				／子ども部会 運営委員（令和6年4月～現在 南区地域部会 部会長） 令和2年4月～現在 札幌市発達障がい者支援地域協議会 委員 ／つながりプロジェクト委員／家族の支援部会 委員 令和3年6月～現在 札幌市要保護児童対策地域協議会 委員 令和6年4月～現在 日本臨床心理士会 研修委員会 生涯発達部門 委員
講義②、演習 ①②③④⑤⑥	佐藤 忠峰	有限会社Colors	障害者全般の 地域生活支援	平成16年9月～平成18年9月 特定非営利活動法人岩 ヘルパー業務 平成18年10月～現在 有限会社Colors 設立 代表就任 ヘルパー業務 共同住居宿泊業務 ※前年度の北海道サービス管理責任者等研修講師実績あり
講義②、演習 ①②③④⑤⑥	瀧 睦美	社会福祉法人緑伸会 びあ山鼻	障害者全般の 地域生活支援	平成16年4月～平成21年3月 NPO法人ホップ 障がい者地域生活支援センターホップ 平成21年6月～平成21年12月 愛全会ヘルパーステーションみなみ 平成27年6月～平成31年3月 NPO法人ホップ 障がい者地域生活支援センターホップ 令和元年4月～現在 社会福祉法人緑伸会 びあ山鼻 管理者・サービス管理責任者
講義②、演習 ①②③④⑤⑥	林 範行	株式会社エールアライブ 多機能型事業所ソウアライブ	障害者の地域 生活・就労支援	平成12年11月～平成16年3月 札幌いちご会 平成16年4月～平成27年3月 社会福祉法人アンビシャス 平成27年4月～現在 株式会社エールアライブ 管理者・サービス管理責任者
講義②、演習 ①②③④⑤⑥	松本 拓生	社会福祉法人長井学園 相談支援事業所ウイズ明日	障害者全般の 地域生活支援	H14年4月～H25年10月 社会福祉法人長井学園 ハビタットのつぼろ H24年10月～H26年3月 同法人 地域生活サポートセンターらいぶ(居宅介護) H26年4月～R2年3月 地域生活サポートセンターらいぶ (放課後等デイサービス) R2年4月～現在 相談支援事業所ウイズ明日 管理者・相談支援専門員

※ 講義・演習名称については、別紙1・2の「障がい者福祉施策及び児童福祉施策の最新動向」（講義①）、「事業者としての自己検証」（演習①）、「サービス管理責任者〔児童発達支援管理責任者〕としての自己検証」（演習②）、「関係機関との連携」（演習③）、「サービス管理責任者等としてのスーパービジョン」（講義②）、「事例検討のスーパービジョン」（演習④）、「サービス提供職員等へのスーパービジョン」（演習⑤）、「研修のまとめ」（演習⑥）をいう。

※ また、その他、やむを得ない事情により講師を変更することがあります。

**北海道サービス管理責任者更新研修及び北海道児童発達支援管理責任者更新研修
申込フォーム記載内容と注意事項**

★は必須事項です。入力、記載がない場合には申込ができません。

項目	入力事項について
★メールアドレス	・メールアドレスを入力してください回答後「送信」ボタンを押すと入力したアドレス宛に回答が届きます。
★研修種別	サービス管理責任者更新研修／児童発達支援管理責任者更新研修 ・希望する研修種別を選択してください。
★演習日程の希望	演習日程／どちらでもよい ・日程が複数ある場合は、希望する演習日程を選択してください。 ・申込状況により、必ずしも希望日程とならないことをご了承ください。
演習日程の希望理由	自由記載 ・選択した日程以外では受講できない場合はその理由を記載してください。 例) 既に事業所の行事（又は別の研修受講）が入っている 介護（又は育児）のため宿泊を伴う会場での受講が困難 等 ・理由に記載がない場合、申込状況等により日程を調整させていただきます。
受講者情報	★氏名、★ふりがな、★現職名、★生年月日、★性別 ・氏名と生年月日は修了証書にも記載されるため、誤りがないよう入力してください。 ・現職名がない場合は空欄でも構いません。
所属情報	★法人名、★事業所名、★郵便番号、★住所、★電話番号、FAX 番号 ・受講申込者の現在の所属について記載してください。
★受講可否通知の宛先	★所属情報と同一/所属情報と異なる ・現所属と異なる法人からの推薦で申込む場合、「所属情報と異なる」を選択してください。

項目	入力事項について
受講可否通知の宛先	★郵便番号、★住所、★電話番号、★宛名 ※「所属情報と異なる場合のみ」 ・事業所開設予定のため所在地が確定しない等の場合に、郵便物の受取が可能 な宛先（受講申込者の自宅住所等）を記載してください。 ・宛名には「法人・事業所名・担当者名」や、個人宅の場合は「氏名」を記載 してください。

項目	入力事項について
サービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者として配置する事業所の状況	★設置状況、★事業所設置の時期、法人名、事業所名、★事業所番号、★住所、★障害福祉サービス種別等 ・新設や異動等の場合、研修受講後にサビ管又は児発管として配置される予定 の事業所の情報を記載してください。 ・申請中等、法人名・事業所名が決まっていない場合は空欄で構いません。 ・新設等で事業所番号が決まっていない場合は、「なし」を記入してください。 ・住所が具体的に決まっていない場合も都道府県や市区町村名等を記載してく ださい。 ・障がい福祉サービス等は、法人全体ではなく事業所で実施しているもののみ 選択します。記載された障害福祉サービス種別等が希望する研修種別と合致 しない場合には受講決定できませんので、ご注意ください。

項目	入力事項について
★研修の受	①相談支援の修了歴、②サビ管・児発管（基礎又は旧分野別）の修了歴、

講（修了歴）	③サビ管・児発管(実践)の修了歴、④サビ管・児発管(初回・更新)の修了歴、2回目以降の更新研修 ・研修の区分、修了年月日、修了証書番号を入力してください。複数受講されている場合は、修了年度が一番古いものを記載してください。 ・修了番号がないものは、「なし」と入力してください。 ・2回目以降の更新研修は、「区分」「修了年月日」「修了番号」を入力してください。 ※研修の名称については、別紙3-2をご確認ください。 ・研修を<u>当法人以外</u>で修了した場合は、修了証書の写しをメール又はFAXしてください。 メール：hcm-net02@bb.rainbow.ne.jp FAX 番号：011-521-8551
★従事状況	あてはまるもの全てにチェックをつける (現にサビ管／現に児発管／現に管理者／現に相談支援専門員 ／過去サビ管又は児発管として従事していた／その他)

項目	入力事項について
★過去5年における実務経験年数	★実務経験年数(サビ管/児発管/管理者/相談支援専門員)、実務経験についての補足事項 ・実務経験年数について、P.9を参照して実務の内容に応じた経験年数を記載してください。 ・対象外の項目は、「0/0」と入力してください。 ・実務経験について補足がある場合は記載してください。

※受講予定の更新研修（講義日程）の前月末までの5年間の実務経験を記載してください

※ここで記載いただくのは「更新研修受講前の5年間」であり、配置要件としての実務経験ではありません。申込時に実務経験を証明するものの提出は不要です。また、配置に必要な実務経験要件についての問い合わせは募集要領のP.2に掲載した行政の各担当となります。当法人に問合せをされてもお答えできませんので、ご注意ください。

項目	入力事項について
配置が必要な事業所の状況	★受講の必要性(理由)、受講の必要性(時期) ・受講の必要性(理由)に基づき、受講の必要性(時期)を記入してください。
受講に対する必要な配慮	車イス使用、手話通訳必要、拡大文字資料必要、その他 ・希望される内容がある方はあてはまるものにチェック又はご記入ください。 ・申込後に詳細について直接確認をとらせていただくことがあります。 また、ご希望に十分対応できない場合もありますので、ご了承ください。
★所属長の推薦	・本研修は原則として個人からの申込を受け付けておりません。必ず、事業所を運営する法人の責任者からの依頼としての申込となりますので、所属長の推薦を確認してください。

※もう一度、記入した項目をチェックし、送信ボタンを押してください。送信が完了すると、入力したアドレス宛に回答内容が送信されます。メールが届かない場合は送信できていない可能性があります。

※提出いただく申込内容に虚偽の内容が発覚した場合は、受講決定した場合においても、受講の受付及び受講決定を取り消す場合がありますのでご留意願います。

※記載いただいた個人情報、研修事業所指定先である北海道と共有のうえ、本研修の申込み事務、受講者の選定、受講決定者に関しては研修受講に関する事務、演習時の受講者名簿、修了者名簿として報告・保管、修了証書の再発行事務のため利用します。それ以外の目的で本人の了承なく個人情報を利用及び第三者に開示することはありません。また、この申込みにより、これらの目的のための個人情報の利用について申込者から合意があったものとみなします。